

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則(健康対策課)

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課)
県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則(体育保健課)

◇教委規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則(体育保健課)

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県宮内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

- 一 心身に障害を有する者及びその介護者が県立健康増進センター

1のトレーニングホール、テニスコート又は入浴施設を利用する場合においても、その使用料を減免できることとした。

- 二 この規則は、平成五年五月一日から施行することとした。

◇鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

- 一 心身に障害を有する者及びその介護者が健康の保持及び増進を図るため県の都市公園の一定の施設を利用するときは、その使用料を減免できることとした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成五年五月一日から施行することとした。

◇県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 一 心身に障害を有する者及びその介護者が、健康の保持及び増進を図るために、県営武道館又は県立倉吉体育文化会館を利用するときは、その使用料を減免できることとした。
- 二 この規則は、平成五年五月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「これらの者の付添人」を「その介護者」に、「プール」を「トレーニングホール、プール、テニスコート又は入浴施設」に改める。

附 則

この規則は、平成五年五月一日から施行する。

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則（昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「使用する」を「利用する」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者その他知事が特に必要があると認めた心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために知事が別に定める有料公園施設を利用するとき。

第八条第二項中「使用料」を「前項第一号又は第三号の規定により使用料」に改める。

附 則

この規則は、平成五年五月一日から施行する。

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則

(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項減免事由の欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者その他知事が特に必要があると認められた心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために会議室以外の施設を利用するとき。

第二条の表鳥取県営屋内プールの項減免事由の欄第二号中「身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者その他知事が特に必要があると認められた心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びこれらの者の付添人」を「障害者及びその介護者」に改め、「ために」の下に「プールを」を加え、同条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 障害者及びその介護者が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために体育館を利用するとき。

附 則

この規則は、平成五年五月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営武道館の管理に関する規則(昭和四十六年六月鳥取県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

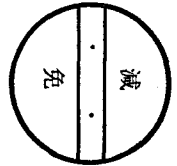
二 毎月の第三火曜日

第七条に次の一項を加える。

2 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)第二条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項減免事由の欄第二号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者(貸切り以外の方法で利用しようとする者に限る。)は、前項の規定にかかわらず、武道館の利用の際、身体障害者手帳、療育手帳その他心身に障害を有することを証する書面を提示することをもって同項の申請書の提出に代えることができる。

様式第三号のその1の備考及びその2の備考に次のように加える。

3 心身に障害を有する者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

附 則

この規則は、平成五年五月一日から施行する。

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則（昭和五十六年三月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 毎月第三火曜日

第十条に次の一項を加える。

2 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号）第二条の表鳥取県立倉吉体

育文化会館の項減免事由の欄第三号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者（一般利用の方法で利用しようとする者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、体育文化会館の利用の際、身体障害者手帳、療育手帳その他心身に障害を有することを証する書面を提示することをもって同項の申請書の提出に代えることができる。

様式第四号の備考を次のように改める。

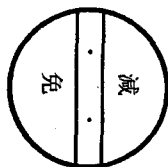
備考 1 ○印の表示は、次のとおりとする。

(1) 児童又は中学校の生徒.....

(2) 高等学校の生徒.....

(3) 学生又は一般人.....

2 心身に障害を有する者及びその介護者に対して使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

附 則

この規則は、平成五年五月一日から施行する。

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則（昭和五十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 毎月の第三火曜日

様式第三号のその1の備考の3及びその2の備考の2並びに様式第五号のその1の備考の3及びその2の備考の3中「お添入に対し」を「介識時に対して」に改める。

附 則

この規則は、平成五年五月一日から施行する。